

で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

オ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

(ア) 事業の目的

移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するため、都道府県等が公有地に介護施設等の建替え等の期間における当該介護施設等の入所者等に対し継続的に介護サービス等を提供するための代替施設を整備することにより、地域における介護サービスの安定的な提供体制の確保及び効率のかつ計画的な整備を図ることを目的とする。

(イ) 用語の定義

このオにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 大都市 次に掲げるものをいう。

(a) 指定都市及び中核市並びに特別区

(b) 人口二十万以上の市であって、都道府県知事が特に必要と認めた地域

b 介護施設等 次のいずれかに掲げる施設又は事業所等であって、都道府県知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。

(a) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業を行うもの

(b) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号、同条第3項第4号及び第10号に規定する事業を行うもの

(c) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム

(d) 2の(1)の(ア)に定める介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの

c 都道府県等 都道府県並びに市町村及び特別区をいう。

d 公有地 地方公共団体の所有する土地をいう。

e 建替え等 老朽化した介護施設等の整備であって、次に掲げるもの

(a) 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの（当該介護施設等を移転する場合を除く。）

(b) 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等（躯体工事に及ぶかは問わない。）であって、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると都道府

県知事が認めるもの

f 代替施設 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(a) 都道府県等が所有する建築物であって、公有地に定着するもの

(b) 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は都道府県等が使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの

(ウ) 事業の対象

本事業の対象は、次に掲げる事業とする。

a 都道府県が代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。）及び新たに建築物を整備することをいう。以下bにおいて同じ。）する事業

b 都道府県の助成により市町村（特別区を含む。）が代替施設を整備する事業

なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。

(エ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(オ) 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。

この場合において、第1欄の区分の適用に当たっては、当該代替施設の用途に応じて適切に定めること。

なお、本事業の性質上、当該代替施設の用途を予め定めることが困難な場合も想定されるが、このときは都道府県等において最も使用が想定している事業の区分（当該想定している事業が2以上ある場合はそれぞれの規模に応じた区分）を適用すること。

(カ) その他

a 広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。

b 代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。

c 代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。

カ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

(ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

(イ) 用語の定義

このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 都市部等 次に掲げる市町村（特別区を含む。）をいう。

(a) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村

(b) (a)のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、都道府県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

b 小規模な介護施設等 2の(1)のア（地域密着型サービス等整備等助成事業）の（ア）に掲げる対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。

c 大規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。

(a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員30人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(d) 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

なお、(d)については、2の(1)のアの（ア）のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限るものとする。

d 転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、下表に掲げるものをいう。

整備区分	整備内容
増築（床）	定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。
増改築	定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
創設（開設）	定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
改修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築

	(床)、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）
--	--

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

- ・当該小規模な介護施設等が所在する市町村と都道府県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合
- ・当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合

については、都道府県知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（４の（２）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

（ウ）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表１に定めるところによる。

転換後の大規模な介護施設等の所在地が、指定都市、特別区、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別表１に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。

（オ）その他

- a 本事業による助成を都道府県又は市町村からを受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。
 - （a）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
 - （b）現に実施している介護サービス事業等
 - （c）転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）
 - （d）生産性向上に資する計画
 - （e）転換後10年間の事業計画
 - （f）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）
- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
 - （a）市町村の長又は都道府県知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
 - （b）転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
 - （c）転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給

付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））
を算定する見込みがないこと

- c 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものと
する。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、都道府県知事が本事業の目的に照ら
して適当と認める場合はこの限りでない。
- d 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致す
るものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、都道府県知事が本事
業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。

キ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

（ア）事業の目的

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス
等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続し
てその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

（イ）用語の定義

このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。
 - (a) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施
地域
 - (b) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
 - (c) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条
第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - (d) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律
第88号)第2条第1項に規定する辺地
 - (e) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - (f) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - (g) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施
地域
 - (h) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法
律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - (i) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定
により公示された過疎地域
 - (j) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島
 - (k) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1項の規定により指定された水
源地域
 - (l) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号

の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成１２年厚生省告示第５３号）に定める地域（（a）から（k）までに掲げる地域を除く。）

- b 大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると都道府県知事が適当と認めるものを含む。以下このキにおいて同じ。）するものをいう。

- （a） 定員３０人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
- （b） 定員３０人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
- （c） 定員３０人以上のケアハウス（軽費老人ホームＡ型及びＢ型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- （d） 定員３０人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、２の（１）のＡの（ア）のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。）

- c 小規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。

- （a） 定員２９人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
- （b） 定員２９人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
- （c） 定員２９人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- （d） 定員２９人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、２の（１）のＡの（ア）のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。）
- （e） 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム
- （f） ２の（１）のＡ（地域密着型サービス等整備等助成事業）の（ア）に掲げる対象施設等（（a）から（e）までに掲げるものを除く。）

- d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

- （a） 大規模な介護施設等の定員を１割以上減少させるもの（減少の結果、定員が２９人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）
- （b） 小規模な介護施設等（cの（a）から（e）までに掲げるものに限る。）の定員を１割以上減少させるもの
- （c） 小規模な介護施設等（bの（f）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち都道府県知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して１割以上減少しているかを判断すること。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、都道府県知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

（ウ）事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

（エ）配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイジング後の介護施設等が別表1の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、都道府県知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

（オ）その他

- a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。
 - （a）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
 - （b）現に実施している介護サービス事業等
 - （c）ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）
 - （d）生産性向上に資する計画
 - （e）転換後10年間の事業計画
 - （f）介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）
- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
 - （a）市町村の長又は都道府県知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）

計画の実施に支障が生じると認める場合

- (b) ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
 - (c) ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと
- c 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、都道府県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

ク 介護施設等の集約・再編支援事業

(ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

(イ) 用語の定義

このクにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 都市部等 カの（イ）のaの定めるところによる。
- b 中山間・人口減少地域等 キの（イ）のaの定めるところによる。
- c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。
 - (a) 特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
 - (b) 介護老人保健施設
 - (c) 介護医療院
 - (d) 養護老人ホーム
 - (e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
 - (f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、2の（1）のアの（ア）のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。）
 - (g) 都市型軽費老人ホーム
 - (h) 認知症高齢者グループホーム
 - (i) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (j) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (k) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (l) 認知症対応型デイサービスセンター

- (m) 介護予防拠点
 - (n) 地域包括支援センター
 - (o) 生活支援ハウス
 - (p) 緊急ショートステイ
 - (q) 施設内保育所
- d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1 ((a)から(f)に掲げるものについては定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。)と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために都道府県知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。
- (a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合
 - (b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下このクにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

- (ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(エ) 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表 1 に定めるところによる。

集約・再編後の介護施設等の所在地が、指定都市、特別区、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別表 1 に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別表 1 の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、都道府県知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

(オ) その他

a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後10年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は都道府県知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、都道府県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業